

経営所得安定対策(平成25年度概算決定)

24年産の農業者戸別所得補償制度等と基本的に同じ枠組みで実施。

目的

- ◇ 販売価格が生産費を恒常的に下回っている作物を対象として、その差額を交付することにより、農業経営の安定と国内生産力の確保を図るとともに、麦・大豆等への作付転換を促す

対象作物

- ◇ 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ、そば、なたね
- ◇ 水田については、水田活用の直接支払交付金として、これに加えて、飼料作物、米粉用・飼料用米、WCS稲、加工用米、地域特産物も対象

交付対象者

- ◇ 対象作物の生産数量目標に従って販売目的で生産(耕作)する販売農家・集落営農

畑作物の直接支払交付金

(2,123億円)【水田・畑地共通】

【数量払】

対象作物	交付金額
小麦(水田・畑地)	6,360円/60kg
二条大麦(水田・畑地)	5,330円/50kg
六条大麦(水田・畑地)	5,510円/50kg
はだか麦(水田・畑地)	7,620円/60kg
大豆(水田・畑地)	11,310円/60kg

対象作物	交付金額
てん菜	6,410円/ト
でん粉原料用ばれいしょ	11,600円/ト
そば(水田・畑地)	15,200円/45kg
なたね(水田・畑地)	8,470円/60kg

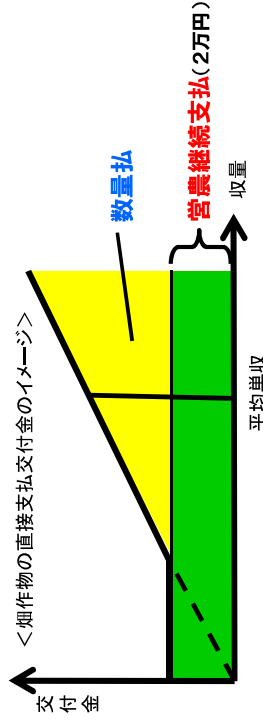
注:小麦については、パン・中華麺用品種を作付けた場合は、数量払に2,550円/60kgを加算

【品質加算】数量払いの交付単価を品質に応じて増減

【面積払(営農継続支払)】

前年度の生産面積に基づき交付

2.0万円/10a



<畑作物の直接支払交付金のイメージ>

加算措置等

加算措置
20億円
直接支払推進事業等
104億円

再生利用交付金

畑の耕作放棄地を解消し、麦、大豆、そば、なたねを作付けた場合に、**一定額(2~3万円/10a)を最長5年間**交付

水田活用の直接支払交付金

(2,517億円)

【戦略作物助成】

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a
米粉用米、飼料用米、WCS用稲	8.0万円/10a
そば、なたね、加工用米	2.0万円/10a

【二毛作助成】 1.5万円/10a 【耕畜連携助成】 1.3万円/10a

【産地資金】 地域の実情に即して、麦・大豆等の戦略作物助成の対象作物の生産性向上、地域振興作物や備蓄米の生産の取組等を支援

【米の直接支払交付金

(1,613億円)
【米の生産数量目標を守った農業者が対象】

1.5万円/10a

【米価変動補填交付金

(84億円(24年産))

【24年度に米の所得補償交付金の交付を受けた者が対象】

24年産の販売価格が標準的な販売価格を下回った場合、その差額を補填

水田・畑作経営所得安定対策(収入減少影響緩和対策)

(724億円)【認定農業者又は集落営農で一定の経営規模を有すること等が要件】

- ◇ 米、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょの24年産収入額の合計が標準的収入額を下回った場合に、減収額の9割を補填
- ◇ 対策加入者はあらかじめ一定額の積立金を拠出

直接支払推進事業等

生産数量目標の設定や作付確認等を行う都道府県、市町村等に対して必要な経費を助成等

(注)「規模拡大加算」は「担い手への農地集積推進事業」の中で実施。「集落営農の法人化等に対する支援」は「担い手・農地総合対策」の中で実施。「緑肥輪作加算」は「水田活用の直接支払交付金」の「産地資金」に統合。

農業振興地域制度の概要

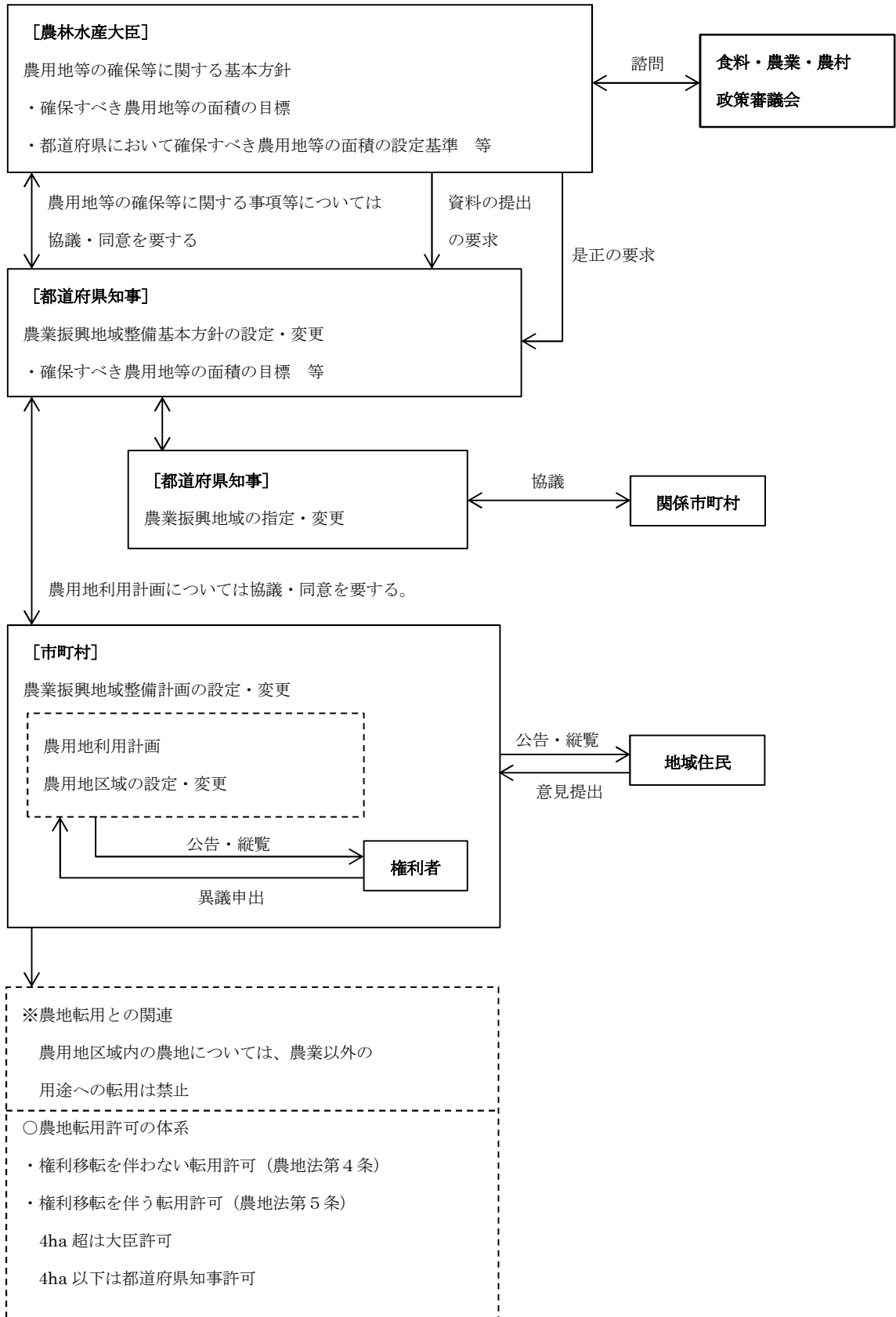
1. 制度の目的

自然的・経済的・社会的諸条件を考慮して総合的に農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に必要な施策を計画的に推進するための措置を講ずることにより、農業の健全な発展を図るとともに、国土資源の合理的な利用に寄与することを目的とする。

2. 制度の仕組み

- (1) 農林水産大臣は、食料・農業・農村政策審議会の意見を聴いて農用地等の確保等に関する基本指針を策定する。
- (2) 都道府県知事は、農林水産大臣と協議し、基本指針に基づき農業振興地域整備基本方針を定め、これに基づき、都道府県知事は、農業振興地域を指定する。
- (3) 指定を受けた市町村は、知事と協議し、農業振興地域整備計画を定める。
農業振興地域整備計画で定める事項等
 - ア 農用地利用計画
 - イ 農業生産基盤の整備開発計画
 - ウ 農用地等の保全計画
 - エ 規模拡大・農用地等の効率的利用の促進計画
 - オ 農業近代化施設の整備計画
 - カ 農業を担うべき者の育成・確保のための施設の整備計画
 - キ 農業従事者の安定的な就業の促進計画
 - ク 生活環境施設の整備計画
 - ケ 必要に応じ、イ〜クにあわせて森林整備その他林業の振興との関連に関する事項
- (4) 農用地利用計画は、農用地として利用すべき土地の区域（農用地区域）及びその区域内にある土地の農業上の用途区分を定める。
農用地区域に含める土地
 - ア 集団的農用地（10ha 以上）
 - イ 農業生産基盤整備事業の対象地
 - ウ 土地改良施設用地
 - エ 農業用施設用地（2ha 以上又はア、イに隣接するもの）
 - オ その他農業振興を図るため必要な土地
- (5) 国の直轄、補助事業及び融資事業による農業生産基盤整備事業等については、原則として農用地区域を対象として行われる。
- (6) 農用地区域内の土地については、その保全と有効利用を図るため、農地転用の制限、開発行為の制限等の措置がとられる。
- (7) 農用地等の確保等に関する基本指針及び農業振興地域整備基本方針に確保すべき農用地等の面積の目標を定め、農林水産大臣は、毎年、都道府県の目標の達成状況を公表する。

○農業振興地域制度の体系



3. 農業振興地域内の農地転用

- (1) 農用地区域以外の農業振興地域(白地地域)における農地の転用については、本法による開発規制は行われませんが、農地法による転用許可が必要になる。
- (2) 農用地区域内の農地の転用については、農用地利用計画において指定された用途に供する場合以外認められない。なお、農用地利用計画の変更(農用地区域からの当該農地の除外)が必要と認められる場合は、農用地利用計画の変更をした上で農地法による転用許可を得る必要がある。

4. 農用地区域に含まれない土地等

- (1) 土地改良法第7条第4項に規定する非農用地区域内の土地、優良田園住宅建設計画に従い優良田園住宅の用に供される土地、農村地域工業等導入促進法等のいわゆる地域整備法の定める計画の用途に供される土地、公益性が特に高いと認められる事業の用に供される土地は、農用地区域に含まれない土地となる。

- (2)(1)以外で、除外の必要が生じた場合は、次の要件をすべて満たすもの

ア 農用地区域以外に代替すべき土地がないこと

イ 除外により、土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと

ウ 効率的かつ安定的な農業経営を営む者に対する農地の利用の集積に支障を及ぼすおそれがないこと

エ 除外により、農用地区域内の土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれがないこと

オ 農業基盤整備事業完了後8年を経過しているものであること

- (3) 農用地等を農用地区域から除外する場合は、農用地利用計画の変更手続きが必要となる。

農用地区域の変更を内容とする農用地利用計画の決定に当たっては、関係権利者の意向を反映させるため、農用地利用計画案を公告し、30日間縦覧するとともに、15日間の異議申出の期間を設けている。

また、農地転用を伴う場合は、農地転用許可処分との整合を保つため、事前に転用許可権者との調整を図ることとされている。

農地転用許可制度

1. 制度の目的

農地法に基づく農地転用許可制度は、食料供給の基盤である優良農地の確保という要請と住宅地や工場用地等非農業的土地利用という要請との調整を図り、かつ計画的な土地利用を確保するという観点から、農地を立地条件等により区分し、開発要請を農業上の利用に支障の少ない農地に誘導するとともに、具体的な土地利用計画を伴わない資産保有目的又は投機目的での農地取得は認めないこととしている。

2. 制度の概要

農地転用許可制度は、優良農地の確保と計画的土地利用の推進を図るため、農地を農地以外のものとする場合又は農地を農地以外のものにするため所有権等の権利設定又は移転を行う場合には、農地法上原則として都道府県知事の許可(4haを超える場合(地域整備法に基づく場合を除く。))は大臣許可(地方農政局長等))が必要(都道府県においては、農地転用許可事務等を市町村に委譲している場合がある)。ただし、国、都道府県が転用する場合(学校、社会福祉施設、病院、庁舎又は宿舍の用に供するために転用する場合を除く。)等は許可不要となっている。

なお、国、都道府県が学校、社会福祉施設、病院、庁舎又は宿舍の用に供するために転用する場合には、許可権者と協議を行い、協議が整った場合には許可を受けたものとみなされる。また、市街化区域内農地の転用については、農業委員会への届出制となっている。

農地法	許可が必要な場合	許可申請者	許可権者	許可不要の場合
第4条	自分の農地を転用する場合	転用を行う者(農地所有者)	都道府県知事 農地が4haを超える場合には農林水産大臣(地域整備法に基づく場合を除く)	国、都道府県が転用する場合(学校、社会福祉施設、病院、庁舎又は宿舍の用に供するために転用する場合を除く。)
第5条	事業者等が農地を買って転用する場合	売主(農地所有者)と買主(転用事業者)		市町村が道路、河川等土地収用法対象事業の用に供するために転用する場合(学校、社会福祉施設、病院、市役所、特別区の区役所又は町村役場の用に供するために転用する場合を除く。) 等

(注) 2haを超え4ha以下の農地について転用を都道府県知事が許可しようとする場合には、あらかじめ農林水産大臣に協議することとされている。

3. 許可基準

(1) 農地区分及び許可方針(立地基準)

農地を営農条件及び市街地化の状況から見て次の5種類に区分し、優良な農地での転用を厳しく制限し、農業生産への影響の少ない第3種農地等へ転用を誘導することとしている。

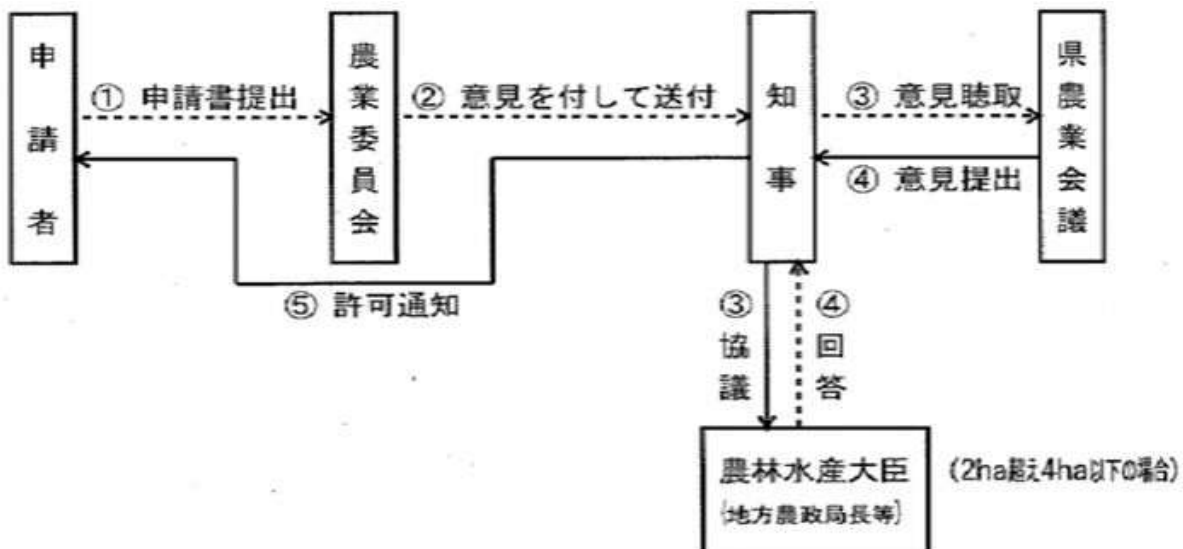
区分	営農条件、市街地化の状況	許可の方針
農用地区域内農地	市町村が定める農業振興地域整備計画(において農用地区域とされた区域内の農地)	原則不許可(農振法第10条第3項の農用地利用計画において指定された用途の場合等に許可)
甲種農地	第1種農地の条件を満たす農地であって、市街化調整区域内の土地改良事業等の対象となった農地(8年以内)等特に良好な営農条件を備えている農地	原則不許可(土地収用法第26条の告示に係る事業の場合等に許可)
第1種農地	10ha以上の規模の一団の農地、土地改良事業等の対象となった農地等良好な営農条件を備えている農地	原則不許可(土地収用法対象事業の用に供する場合等に許可)
第2種農地	鉄道の駅が500m以内にある等市街地化が見込まれる農地又は生産性の低い小集団の農地	周辺の他の土地に立地することができない場合等は許可
第3種農地	鉄道の駅が300m以内にある等の市街地の区域又は市街地化の傾向が著しい区域にある農地	原則許可

(2) 一般基準(立地基準以外の基準)

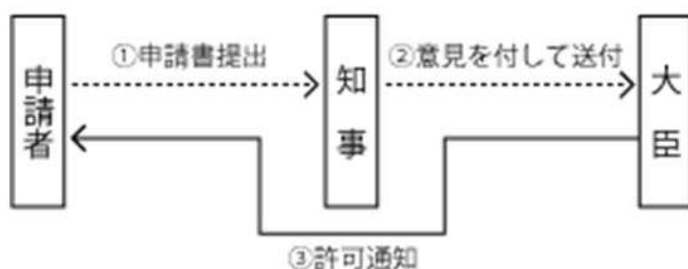
許可申請の内容について、申請目的実現の確実性(土地の造成だけを行う転用は、市町村が行うもの等を除き不許可)、被害防除措置等について審査し、適当と認められない場合は、許可できないこととなっている。

4.農地転用許可の手続き

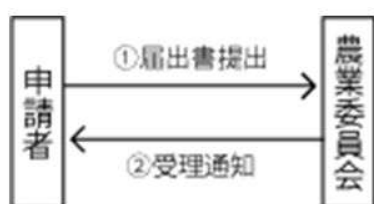
都道府県知事の許可



農林水産大臣(地方農政局長等)の許可



農業委員会への提出(市街化区域内農地の転用)



7.違反転用に対する処分等

- (1) 農地を転用したり、転用のために農地を売買等する場合には、原則として農地転用許可を受けなければならない。また、許可後において転用目的を変更する場合には、事業計画の変更等の手続きを行う必要がある。
- (2) この許可を受けないで無断で農地を転用した場合や、転用許可に係る事業計画どおりに転用していない場合には、農地法に違反することとなり、国又は都道府県知事から工事の中止や原状回復等の命令がなされる場合がある。また、《1》原状回復等の命令に定める期日までに命令に係る措置を講ずる見込みがないとき、《2》違反転用者を確知できないとき、《3》緊急に原状回復措置を講ずる必要があるときには、国又は都道府県知事自ら原状回復等の措置を講ずる場合がある。

なお、原状回復に要した費用については、原則として、違反転用をした者から徴収し、納付を拒まれた場合には、国税滞納処分の例により徴収することがある(農地法第 51 条)。

- (3) 違反転用や原状回復命令違反については、個人にあっては 3 年以下の懲役又は 300 万円以下の罰金、法人にあっては 1 億円の罰金という罰則の適用もある(農地法第 64 条、67 条)。

中山間地域等直接支払制度

中山間地域とは、平野の外縁部から山間地を指し、山地の多い日本では、このような中山間地域が国土面積の65%を占めており、耕地面積の43%、総農家数の43%、農業産出額の39%、農業集落数の52%を占めるなど、我が国の農業の中で重要な位置を占めている。

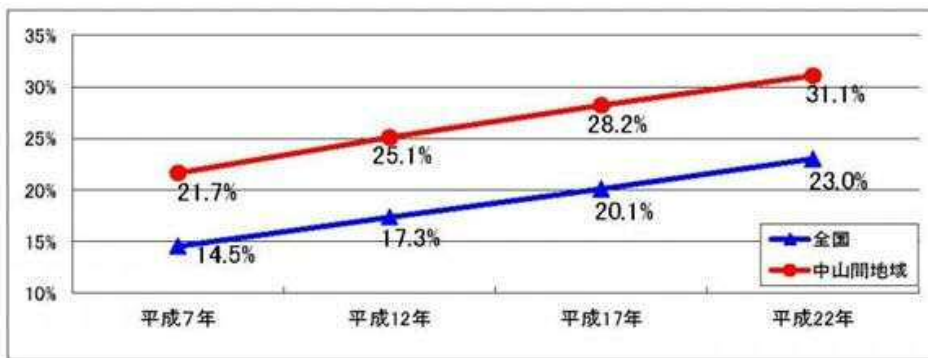
また、中山間地域は流域の上流部に位置することから、中山間地域の農業・農村が持つ水源かん養、洪水の防止、土壌の浸食や崩壊の防止などの多面的機能によって、下流域の都市住民を含む多くの国民の財産、豊かな暮らしを守っている。

1. 制度の目的

中山間地域等は農業生産、自然環境保全、保健休養、景観等、様々な面において重要な地域ですが、耕作不利な条件から農業生産性が低く、農業所得・農外所得ともに低い状態となっている。

また、農村地域は全国平均よりも高齢化が進んでいるが、特に中山間地域等は高齢化が進行している。

高齢化の推移



資料: 総務省「国勢調査」

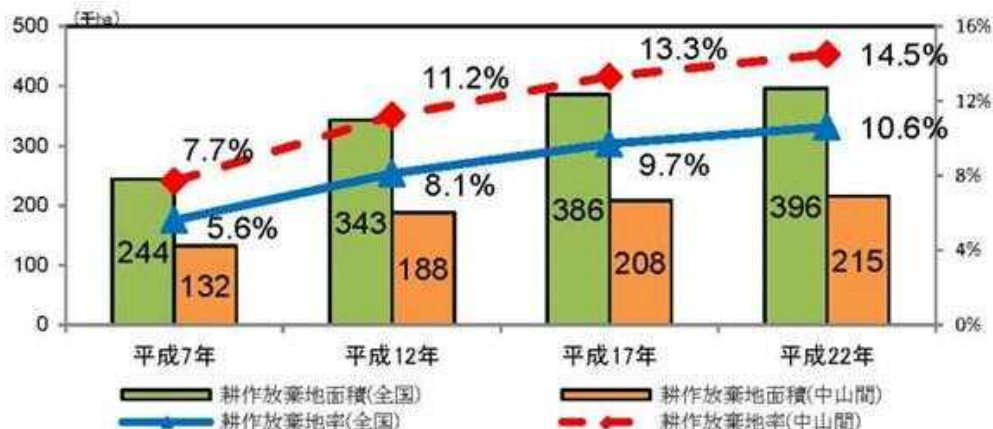
注1: 高齢化率は、65歳以上の割合。

注2: 平成17年及び平成22年の中山間地域の値は、旧市区町村単位により、農林水産省大臣官房政策課が集計。

このような耕地条件の悪さ、高齢化の進行に加えて、担い手の不足、恵まれない就業機会、生活環境整備の遅れなどにより、中山間地域等の農地では耕作放棄が深刻化しており、このまま放置すれば、国民全体にとって大きな損失が生じる事が懸念されている。

中山間地域等直接支払制度は、農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等における農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するために平成12年度から導入されている。

耕作放棄地率の推移



資料: 農林水産省「(世界)農林業センサス」(組替)

注: 農業地域類型区分は、平成7年は平成7年9月改定のもの、平成12年は平成13年11月改定のもの、平成17年及び平成22年は平成20年6月改定のものを使用。

2. 対象地域

- ・ 特定農山村法、山村振興法、過疎法、半島振興法、離島振興法、沖縄振興特別措置法、奄美群島振興開発特別措置法、小笠原諸島振興開発特別措置法の指定地域
- ・ 都道府県知事が指定する自然的・経済的・社会的条件が不利な地域(特認地域)

3. 対象となる農用地

上記の対象地域における農振農用地区域内で、以下の基準に該当する1ha以上の一団の農用地。

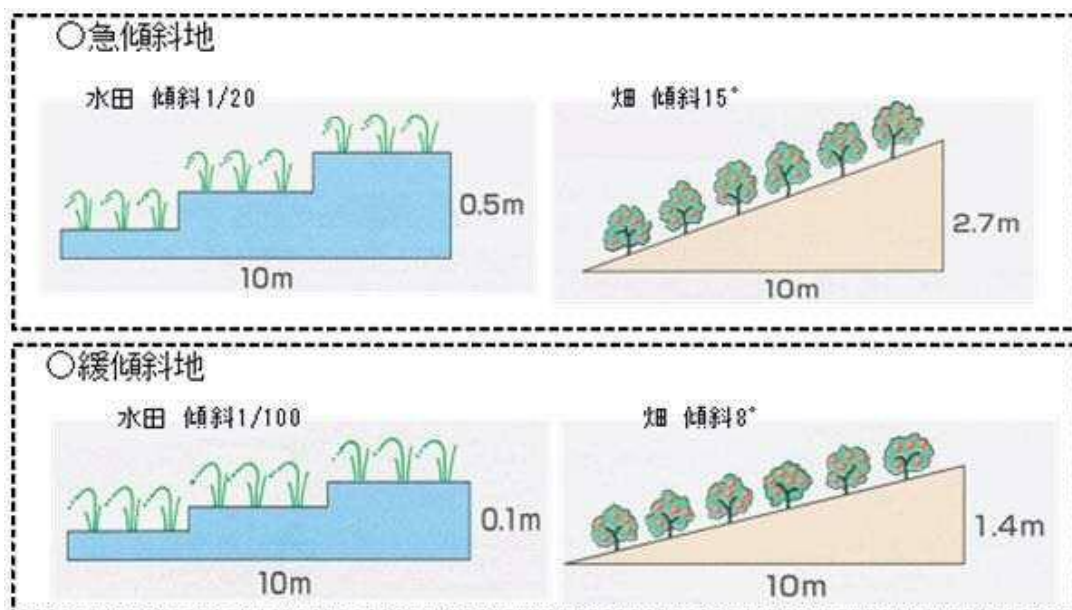
※「一団の農用地」…農用地面積が1ha以上の団地、または共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上のもの。

※「団地」…一つの農用地、もしくはほ場が直接、または農道や畦畔を境として隣接する複数の農用地のこと。

対象農用地の基準

急傾斜地 水田:傾斜 1/20 以上、畑:傾斜 15 度以上

緩傾斜地 水田:傾斜 1/100 以上、畑:傾斜 8 度以上



その他 小区画・不整形な田、積算気温が低く草地比率の高い草地

対象となる行為

集落協定または個別協定に基づいて、5年間以上継続して行われる農業生産活動等。

対象者

集落協定または、個別協定に基づき、5年間以上継続して行う農業者等(第三セクター、生産組織等を含む)

集落協定: 直接支払の対象となる農用地において農業生産活動等を行う複数の農業者等が締結する協定

個別協定: 認定農業者が農用地の所有権等を有する者との間において、利用権の設定等や農作業受委託契約に基づき締結する制度

4. 交付単価

交付単価は、協定に基づく活動内容により異なる。

交付単価(10aあたり)

地目	区分	基礎単価	通常単価(体制整備単価)
田	急傾斜	16,800円	21,000円
	緩傾斜	6,400円	8,000円
畑	急傾斜	9,200円	11,500円
	緩傾斜	2,800円	3,500円
草地	急傾斜	8,400円	10,500円
	緩傾斜	2,400円	3,000円
	草地比率の高い草地	1,200円	1,500円
採草放牧地	急傾斜	800円	1,000円
	緩傾斜	240円	300円

加算措置の交付単価(10aあたり)

規模拡大加算	田	1,500円
	畑	500円
	草地	500円
土地利用調整加算 (要件を満たす協定全体の農地に加算)	田	500円
	畑	500円
小規模・高齢化集落支援加算 (取り込んだ小規模・高齢化集落の農地面積に応じて加算)	田	4,500円
	畑	1,800円
法人設立加算 (特定農業法人) (1法人100千円/年を上限とし、 協定に対して交付)	田	1,000円
	畑	750円
	草地	750円
	採草放牧地	750円
法人設立加算 (農業生産法人) (1法人60千円/年を上限とし、 協定に対して交付)	田	600円
	畑	500円
	草地	500円
	採草放牧地	500円
集落連携促進加算 (1協定1,000千円/年を上限とし、 協定変更後の交付対象農用地面積 に対して加算)	田	2,000円
	畑	2,000円
	草地	2,000円
	採草放牧地	2,000円

◁注1> 小区画・不整形な田、高齢化率・耕作放棄率の高い農地にあつては、緩傾斜の単価と同額となります。

◁注2> 一農業者あたりの交付上限は100万円となっています。(但し、生産組織、第三セクター等は適用外)

◁注3> 規模拡大加算と土地利用調整加算は重複して受給することができません。

◁注4> 同一農用地を対象として特定農業法人に係る加算と農業生産法人に係る加算を重複して受給することはできません。

◁注5> 法人設立加算と経営所得安定対策推進事業における法人化支援を重複して受給することはできません。

◁注6> 耕作放棄地復旧加算は廃止されました。

農業経営基盤強化促進法の体系

農業経営基盤強化促進法では、効率的かつ安定的な農業経営を育成し、これらの農業経営が農業生産の相当部分を担うような農業構造を確率するために、育成すべき農業経営の目標に向けて農業経営の改善を計画的に進めようとする農業者に対する農用地の利用集積、これらの農業者の経営管理の合理化その他の農業経営の基盤の強化を促進するための措置を講じることとしている。

